

さ情審査答申第98号
平成25年7月17日

さいたま市教育委員会
委員長 大谷幸男様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会長 池上純一

答 申 書

平成23年11月22日付けで貴委員会から受けた、「瑛九展」のチラシの印刷の色決定に関する資料（白黒写真に黄色文字）（以下「本件対象行政情報」という。）の開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求については、本件処分に開示漏れが認められず、保有する行政情報はすべて開示又は提供されていることから、異議申立ての利益がなく、不服申立人の適格を欠く不適法なものと認められる。よって、本件審査請求は、却下すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し実施機関が行った本件処分を取り消し、本件対象行政情報の全部開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の主たる理由は、おおむね以下のとおりである。

- (1) チラシの印刷の色決定に関する資料（白黒写真に黄色文字）を開示請求した。実施機関は、教生う美第395号 平成23年7月8日付「生誕100年記念 瑛九展 ポスター、チラシ、観覧券原稿」を特定し開示した。しかしながら同文書に添付されたチラシ等は、他館のチラシ（白黒写真に銀文字）であった。チラシの印刷の色決定に関する資料（白黒写真に黄色文字）を開示せよ。

- (2) 美術館と称しながら、この様な色彩感覚のチラシを作成するとは、理解できない。直ちに閉館すべきであることを付記する。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、おおむね以下のとおり説明している。

- (1) うらわ美術館では、年4回の展覧会開催にあたり、それぞれポスター・チラシ・観覧券を作成している。「瑛九展」は、埼玉県立近代美術館と同時開催ということで、チラシは2館共通であったため、ポスター・チラシ・観覧券原稿に関する県との協議内容である決裁文書を開示した。なお、この決裁文書には「尚、ポスター、チラシ、観覧券のデザインについては、巡回展の先行開催館である宮崎県立美術館の印刷イメージ（別添）を踏襲する。」という一文があり、決裁文に先行開催館である宮崎県立美術館のチラシが添付してあったため、本件請求内容を満たすと考え、平成23年7月8日付け教生う美第395号「生誕100年記念 瑛九展 ポスター、チラシ、観覧券原稿」を本件対象行政情報として特定したものである。
- (2) しかしながら、審査請求人の主張によると、本件請求内容の主たる部分は、色の決定に関する具体的なものであるとのことであった。本件は、「生誕100年記念 瑛九展」開催の一連の委託業務の中で処理されており、色の決定に関して個別の起案文書は存在しないものの、委託業者と打ち合わせに使用したチラシの校正原稿（4回分）を保有していたので、本件の審査請求後に、その校正原稿等を新たに情報提供ということで提供したが、理解は得られなかった。しかし、情報提供まで含めれば、美術館で保有する行政情報はすべて開示をしたので、本件に対応することはできない。
- (3) 「美術館と称しながら、この様な色彩感覚のチラシを作成するとは、理解出来ない」との主張について、当展覧会は巡回展であったため、展覧会開催業務の委託先である美術館連絡協議会の担当者、同時開催する埼玉県立近代美術館と当館の学芸員との協議によって、ポスター、チラシ、観覧券のデザインを決定しており、妥当なものとする。

第4 審査会の判断の理由

1 本件対象行政情報について

実施機関が特定した本件対象行政情報は、「平成23年5月31日付、教生う美第206号「生誕100年記念 瑛九展 開催要項」のうち起案文書のかがみ及び生誕100年記念 瑛九展、開催要項（案）」及び「平成23年7月8日付、教生う美第395号「生誕100年記念 瑛九展 ポスター、チラシ、観覧券原稿」である。

ポスター・チラシ・観覧券の原稿に関する県との協議内容にかかわる決裁文書には「ポスター、チラシ、観覧券のデザインについては、巡回展の先行開催館である宮崎県立美術館の印刷イメージ（別添）を踏襲する。」という一文が記載されており、決裁文書に先行開催館である宮崎県立美術館のチラシが添付してあった。また、「瑛九展の開催要項（案）」という決裁文書には、「コスト表記について、展覧会開催にかかわるコスト(開催業務委託費等)の表記については協賛者である読売新聞社及び美術館連絡協議会より、本件が巡回展であることを考慮してコスト表記を控えてもらいたいとの要望があったため表記しないこととする。」と明記されている。

2 本件審査請求について

実施機関は、現に保有する行政情報として本件対象行政情報を特定し開示決定しているが、審査請求人は、「チラシの印刷の色決定に関する資料(白黒写真に黄色文字)を開示せよ。」との本件審査請求をしている。

当審査会で実施機関に確認したところ、色の決定について記録した行政情報はないとのことである。また、開示決定した行政情報及び情報提供した行政情報以外に実施機関が本件に関する行政情報を保有していると認められる事情は確認できなかった。

したがって、実施機関は審査請求人の請求に対して、保有する行政情報を全部開示しており、開示漏れはないと認められるので、本件審査請求は、申立ての利益がない者が行った申立てである。すなわち、審査請求人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第4条第1項に規定する「行政庁の処分（この法律に基づく処分を除く。）に不服がある者」に該当せず、不服申立ての適格を欠く者の行った不適法な申立てとして却下されるべきである。

なお、色の決定に関しても個別の起案文書は存在しないが、委託業者との打合せに使用したチラシの校正原稿を本件審査請求後に、説明のうえ情報提供している。

3 なお、審査請求人のその余の主張は、当審査会の審査権限の範囲外の事項である。

4 よって本件審査請求について、当審査会は前記第1の結論のとおり答申する。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成23年11月22日	諮問の受理（諮問第161号）
②	同 年 12月21日	実施機関から理由説明書を受理
③	平成24年 1月19日	審議
④	平成25年 1月17日	審議
⑤	同 年 2月21日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑥	同 年 5月16日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	石 川 和 子	弁護士
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
委 員	岡 本 弘 哉	弁護士
会長職務代理者	小 室 大	行政経験者

(五十音順)